○農林水産省経済産業省環境省令第二号

農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成二十年法律第四十五号）第四条第一項、第五条第一項、第六条第一項及び第七条第一項の規定に基づき、並びに農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令（平成二十年政令第二百九十六号）を実施するため、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

農林水産大臣　野上浩太郎
経済産業大臣　梶山　弘志
環境大臣　小泉進次郎

農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行規則（平成二十年農林水産省経済産業省環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第四号までの様式中「（個人の場合は氏名）　　印」を「（個人の場合は氏名）」に、「とし、記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる」を「とする」に改める。

別記様式第五号中「氏名又は名称　　印」を「氏名又は名称」に、「とし、記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる」を「とする」に改める。

別記様式第六号中「氏名又は名称　　印」を「氏名又は名称」に、「とし、記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる」を「とする」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○農林水産省環境省令第四号

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成二十五年法律第八十一号）第七条第一項及び第八条第一項の規定に基づき、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づく設備整備計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

農林水産大臣　野上浩太郎
環境大臣　小泉進次郎

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づく設備整備計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づく設備整備計画の認定等に関する省令（平成二十六年農林水産省環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「氏　　名　　印」を「氏　　名」に改め、備考４を削る。

別記様式第二号中「氏　　名　　印」を「氏　　名」に改め、備考５を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。